

令和3年度石川県石川中央保健所運営協議会 議事概要

- 1 日 時 令和3年12月16日(木) 13:30~14:58
- 2 場 所 石川県庁行政庁舎11階 1109会議室
- 3 出席者 委員12名及び保健所職員(別紙名簿のとおり)
- 4 議 題 (1) 石川中央保健所の事業概要について <資料1・資料2>
(2) 新型コロナウイルス感染症の現状と対応 <資料3>
(3) その他

5 主な意見

【委員長】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生については、現在は収束しているが新たな変異株が心配される。病床、療養施設の設置は充足されている状況だが、一方で、在宅療養については、医療従事者や家族への感染を防止しながら保健所と情報共有を行い、十分な体制での対応が必要である。

【委員】

- ・積極的疫学調査について、陽性患者が出た場合、患者1人当たりどれくらいの時間を調査に要するか。
- ・保健師15名(非常勤を含む)で対応されているが、特に第5波では保健師への負担が大きく、今後の第6波などを見据えた人員体制整備をお願いしたい。(発生報告に対する保健所からの連絡に、かなり時間を要していたようである。)

→(事務局) 基本的には電話による調査で、患者さんの体調を窺いながら、40分から1時間程度を要する。感染者の発生が少ない時期は発症2週間前の行動からお聞きしていたが、感染が多発してきた場合は、発症2日前からの行動調査とした。

新型コロナウイルス感染症に係る各種業務には、保健師だけではなく所内全課を挙げて取り組んできた。今回は緊急時の業務継続計画(BCP)に基づき、新型コロナウイルス感染症業務を優先し対応した。今後も感染者の発生を見据え、人員の確保に努めたい。

【委員】

- ・三回目の予防接種について、同医療施設内で従業員の住所地によって接種時期が異なるため接種期間が長くなる。現時点では、市町からの接種に関する通知も届いていない。管内の医療施設、老人施設、教育施設等毎の接種の進捗状況を保健所と各市町で情報共有し、迅速な接種体制をお願いする。

【委員長】

医療従事者対象の接種は各自治体が責任を持って行うことになっている。
二回目の接種から8か月後に市町より案内があるものと認識している。

以 上